

○司法解剖等に係る死体検案書料の支出に関する要領の制定について

平成22年12月2日例規（府民・刑総）第61号

この度、別記のとおり司法解剖等に係る死体検案書料の支出に関する要領を定め、平成23年1月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

司法解剖等に係る死体検案書料の支出に関する要領

1 目的

司法解剖及び調査法解剖（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第6条第1項の規定により行う解剖をいう。）（以下「司法解剖等」という。）に係る死体検案書の作成に要する費用（以下「死体検案書料」という。）について、被害者支援の一環として大阪府警察において支出することにより、遺族の経済的負担の軽減及び捜査活動に対する協力の確保を図ることを目的とする。

2 支出の対象となる死体検案書

死体検案書料の公費による支出の対象となる死体検案書は、司法解剖等に係る死体検案書のうち、遺体を引き取った遺族に対して交付され、かつ、当該遺族が死体検案書料を負担したもの1通分とする。

3 支出の手続等

(1) 司法解剖等に係る遺体を遺族に引き渡すときは、警察署長は刑事課長（生活安全刑事課長を含む。）又は交通課長（地域交通課長を含む。）（以下「刑事課長等」という。）に、高速道路交通警察隊長は中隊長又は隊付（以下「中隊長等」という。）に、当該遺体を引き取る遺族に対して、この例規通達に基づく死体検案書料の公費による支出の制度（以下「死体検案書料支出制度」という。）について説明させるとともに、この制度を適用することへの同意の有無を確認させるものとする。

(2) 刑事課長等又は中隊長等は、前記(1)により遺族の同意を得たときは、当該遺族から死体検案書料に係る領収書を確認し、その写しを受領するとともに、死体検案書料支出報告書（別記様式第1号）及び死体検案書料支出調書（別記様式第2号。以下「支出調書」という。）を作成し、警察署にあっては会計課長（会計課長の配置のない警察署にあっては、会計係長）に確認を求めた上、警察署長に、高速道路交通警察隊にあっては庶務に関する事務を担当する係長に確認を求めた上、高速道路交通警察隊長に報告するものとする。

(3) 前記(2)より報告を受けた場合における死体検案書料の支出は、原則として小口支払基金の管理に関する規則（昭和55年府規則第45号。以下「小口規則」という。）に定める支出手続によるものとする。この場合において、大阪府財務規則（昭和55年府規則第48号）第42条に規定する資金前渡職員は、支出調書に記載された金額の現金を遺族に交付するとともに、死体検案書料領収証書（別記様式第3号）を徴し、小口規則に定める精算手続をとるものとする。

4 運用上の留意事項

死体検案書料支出制度の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 司法解剖等が行われた遺体を遺族が引き取らない場合は、死体検案書料支出制度が適用されないこと。

(2) 遺族が複数の死体検案書を受領した場合であっても、当該遺体に係る死体検案書料は、1通分のみ支出されること。

前文（抄）（令和4年6月3日例規（府民・検調・交捜）第56号）

令和4年6月6日から実施することとしたので、了知されたい。